

令和2年5月22日

保護者各位

羽曳野市市長公室こども未来室こども課

新型コロナウイルス感染症にかかる 「緊急事態宣言」解除後の対応について

平素より、本市保育行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月21日付で大阪府における「緊急事態宣言」は解除されましたが、今後も、人との接触を減らし、3つの密を避ける必要があります。また、園児の集団生活の再開に向けた負担等を考慮する必要があることから、下記のとおり対応させていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 保育の実施について

令和2年5月24日（日）まで実施しておりました特別保育は終了いたします。

ただし、令和2年6月30日（火）までは、お仕事をお休みされる等により家庭での保育が可能な方については、引き続き家庭保育にご協力をお願いいたします。

2. 保育料等の日割り計算について

令和2年6月30日（火）まで延長いたします。

※ 6月分の保育料等においても、4・5月分と同様に一旦保育料等を全額納めていただき、後日差額の精算を実施いたします。

担当（お問合せ）

羽曳野市市長公室こども未来室

こども課 教育保育給付担当

TEL 072-958-1111(内線 1231, 1233, 1235, 1254)